

第 97 号議案

令和 2 年度加東市一般会計補正予算（第 9 号）

令和 2 年度加東市の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 72,210 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,199,054 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 12 月 24 日提出

加東市長 安 田 正 義

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項
16 国庫支出金	
	2 国庫補助金
19 寄附金	
	1 寄附金
20 繰入金	
	2 基金繰入金
歳入合計	

補正前の額	補正額	計
7,678,178	19,666	7,697,844
5,448,881	19,666	5,468,547
504,500	100,000	604,500
504,500	100,000	604,500
1,024,531	△47,456	977,075
1,024,531	△47,456	977,075
26,126,844	72,210	26,199,054

歳出

(単位 千円)

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
3 民生費	
	2 児童福祉費
10 教育費	
	5 社会教育費
	6 保健体育費
歳出合計	

補正前の額	補正額	計
6,472,455	41,290	6,513,745
6,111,939	41,290	6,153,229
6,921,078	19,666	6,940,744
3,706,236	19,666	3,725,902
3,882,906	11,254	3,894,160
522,693	660	523,353
560,221	10,594	570,815
26,126,844	72,210	26,199,054

歳入歳出補正予算（第 9 号）事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	7,678,178	19,666	7,697,844
19 寄附金	504,500	100,000	604,500
20 繰入金	1,024,531	△47,456	977,075
歳入合計	26,126,844	72,210	26,199,054

令和 2 年度

加東市一般会計補正予算（第 9 号）説明書

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
2 総務費	6,472,455	41,290	6,513,745
3 民生費	6,921,078	19,666	6,940,744
10 教育費	3,882,906	11,254	3,894,160
歳出合計	26,126,844	72,210	26,199,054

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国県支出金	地方債	その他	
0	0	0	41,290
19,666	0	0	0
0	0	0	11,254
19,666	0	0	52,544

2 歳 入

(款) 16 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2 民生費国庫補助金	285,603	19,666	305,269
計	5,448,881	19,666	5,468,547

(款) 19 寄附金

(項) 1 寄附金

1 一般寄附金	504,500	100,000	604,500
計	504,500	100,000	604,500

(款) 20 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	877,466	△47,456	830,010
計	1,024,531	△47,456	977,075

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
4 児童福祉費補助金	19,666	・ひとり親世帯臨時特別給付金 19,570 ・ひとり親世帯臨時特別給付金給付事務取扱交付金 96

1 一般寄附金	100,000	・一般寄附金 100,000
---------	---------	----------------

1 財政調整基金繰入金	△47,456	・財政調整基金繰入金 △47,456
-------------	---------	--------------------

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 一般管理費	1,138,441	41,290	1,179,731				41,290
計	6,111,939	41,290	6,153,229				41,290

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
11 役務費	8,260	◎ふるさと納税推進事業 41,290
		11 役務費 8,260
		・手数料 8,260
12 委託料	33,030	12 委託料 33,030
		・ふるさと納税推進事業委託料 33,030

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

3 ひとり親等福祉費	206,860	19,666	226,526	19,666			
計	3,706,236	19,666	3,725,902	19,666			

11 役務費	96	◎ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業 19,666
		11 役務費 96
		・通信運搬費 25
		・手数料 71
18 負担金、補助及び交付金	19,570	18 負担金、補助及び交付金 19,570
		・ひとり親世帯臨時特別給付金 19,570

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

9 図書館費	230,777	660	231,437				660
計	522,693	660	523,353				660

17 備品購入費	660	◎図書館運営事業 660
		17 備品購入費 660
		・一般備品購入費 660

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

4 給食施設費	117,583	10,594	128,177				10,594
計	560,221	10,594	570,815				10,594

14 工事請負費	10,594	◎給食施設管理運営事業 10,594
		14 工事請負費 10,594
		・給食施設整備工事 10,594

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

令和2年度

加東市一般会計補正予算（第9号）補足説明書

令和2年度加東市一般会計補正予算（第9号）は、国において12月11日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症対策予備費使用を受け、年内にひとり親世帯臨時特別給付金を再支給するための事業費などを計上する補正予算を編成いたしました。

補正予算の規模は、72,210千円の増額とし、一般会計の総額を26,199,054千円といたします。

歳入予算では、ひとり親世帯臨時特別給付金で国庫支出金を19,666千円増額、ふるさと納税で寄附金を100,000千円増額する一方で、財政調整基金繰入金で繰入金を47,456千円減額し、合計で72,210千円の増額補正といたします。

歳出予算では、ふるさと納税推進事業で総務費を41,290千円増額、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業で民生費を19,666千円増額するほか、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、図書館入口にサーモグラフィカメラを設置するための費用や、学校給食で使用する食缶の消毒保管庫が故障したことによる修繕工事の追加で、教育費を11,254千円増額し、合計で72,210千円の増額補正といたします。

1 主な歳出補正予算の概要

(単位 千円)

事項別 明細書	事業名	補正額	補正額の財源内訳				補正概要
			国庫支出金	地方債	その他	一般財源	
P6～7	ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業	19,666	19,666			0	ひとり親世帯に対し、年内に臨時特別給付金を再支給します。(1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円) <資料No.1> 財源：国庫支出金【ひとり親世帯臨時特別給付金】19,666千円（補助率：10/10）
P6～7	図書館運営事業	660				660	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止対策として、3台のサーモグラフィカメラを購入し、中央図書館、滝野図書館、東条図書館の入口に設置します。

ひとり親世帯臨時特別給付金 (基本給付の再支給) 給付事業

1. 給付金の対象となる方

■以下、①～③のいずれかに該当するひとり親世帯の方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当受給者
- ② **公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**
(「公的年金等」には、遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償などが該当します。)
- ③ **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方**

2. 給付額

1世帯当たり**5万円**、第2子以降1人につき**3万円**

3. 給付金の支給手続き

令和2年12月11日時点で、既に1回目の基本給付の支給を受けている又は申請をしている方

▶再支給分の基本給付は**申請不要**。12月中に支給します。

令和2年12月11日以降に基本給付の申請を行う方

▶以下の①または②のいずれかに該当する方は、基本給付の申請が必要。
また、**再支給分の基本給付を併せて申請可能**。

- ① **公的年金等を受給していることにより、令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けていない方**
- ② **新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方(※)**

※令和2年7月分以降の児童扶養手当受給者も対象になります。